

後期高齢者医療保険料率改定のお知らせ

問 国保年金課(☎62-1207)

30・31年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました。被保険者1人当たりの医療給付費が減少したことなどにより、30年度の1人当たりの平均年間保険料額は、28・29年度に比べ、3.19%の減少となります。

また、国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定が行われました。これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

保険料の改定内容

28・29年度の保険料率		30・31年度の保険料率	
所得割率	9.54%	所得割率	8.76%
被保険者均等割額	46,984円	被保険者均等割額	45,379円
賦課限度額	57万円	賦課限度額	62万円

保険料の計算方法

年間保険料額は、所得金額に応じて負担していただく「所得割額」と、1人ずつ均等に負担していただく「均等割額」の合計額です。

保険料額 = 所得割額 (前年中の総所得金額 - 33万円) × 8.76% + 均等割額 45,379円

保険料の軽減 (軽減にあたり手続きは不要です)

● 所得割額の軽減

これまで一定の所得以下の人は所得割額が軽減されていましたが、制度の見直しにより、所得割額の軽減制度は廃止されます。

● 均等割額の軽減

30年4月1日(4月2日以降に後期高齢者医療制度へ加入となった人は、加入したその日)の世帯状況で、同じ世帯に属する「世帯主」と「後期高齢者医療制度の被保険者全員」の総所得金額の合計額が一定以下の人は、均等割額が軽減されます。

なお、国の基準に合わせて軽減対象者が拡大されました。

職場の健康保険などの被扶養者だった人の保険料の特例

(国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く)

後期高齢者医療制度の被保険者になる前日に職場の健康保険や共済組合などの被扶養者だった人は、次の表のとおり軽減の対象となります。ただし、上の「保険料の軽減」にも該当する人については、軽減額が大きい方が適用されます。軽減割合については、段階的に制度の見直しが行われます。

	29年度		30年度	31年度以降
所得割額	賦課なし(0円)	所得割額	賦課なし(0円)	国が検討中
均等割額	7割軽減	均等割額	5割軽減	資格取得後2年間5割軽減
年間保険料額	14,000円	年間保険料額	22,600円	未定

保険料の納付方法 (基本的に特別徴収が優先されます)

特別徴収 年金支給日(偶数月)に年金から天引きされます。

※年金支給額が年間18万円以下の人、もしくは介護保険料と合わせた保険料額が、支給される年金額の2分の1を超える人は年金天引きできません。

※後期高齢者医療制度に加入して半年から1年程の間は、年金天引きできません。

※納付方法変更申出書を提出している人は、年金天引きにはなりません。

◆30年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」は7月中旬に発送予定です。

普通徴収 年金からの天引きとならない人は、口座振替や納付書で個別に納めていただきます。

※これまで国民健康保険税を口座振替で納めていた人も、後期高齢者医療保険料の口座振替での納付を希望する場合は、改めて口座振替の手続きが必要です(これまでの口座振替情報は引き継ぎできません)。

※30年度の納入期限については、市民日より3月1日号P3をご確認ください。